

労災保険

農業者のための 特別加入制度のしおり

農業者の方も労災保険に加入できます



労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

農業者の場合には、次の3つの区分のいずれかに特別加入することができます。



(1) 特定農作業従事者



(2) 指定農業機械作業従事者



(3) 中小事業主等

1 特別加入をすることのできる範囲

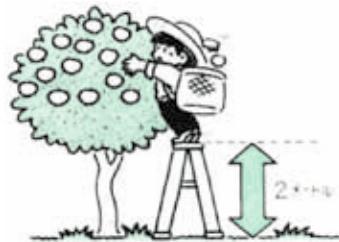
(1) 特定農作業従事者

特定農作業従事者とは、次の①～③の全てに該当する人をいいます。

- ①「年間の農業生産物(畜産及び養蚕に係るものを含む)の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模(この基準を満たす地域営農集団などを含む)を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜(家きん及びみつばちを含む)・蚕の飼育の作業のいずれかを行なう農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。



ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業

(2) 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者とは、農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う人をいいます。

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 動力耕うん機その他の農業用トラクター② 動力溝掘機③ 自走式田植機④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械⑥ トラックその他の自走式運搬用機械 | <ul style="list-style-type: none">⑦ 次の定置式機械または携帯式機械<ul style="list-style-type: none">・動力揚水機・動力カッター・動力脱穀機・動力剪枝機・单軌条式運搬機・動力草刈機・動力摘採機・動力剪定機・チェーンソー・コンベヤー |
|---|--|

(3) 中小事業主等

中小事業主等とは、農業の場合には常時300人以下の労働者を使用する事業主(事業主が法人の場合にはその代表者)および労働者以外で、その事業に従事する人(特別加入ができる事業主の家族従事者など)をいいます。

なお、労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上、労働者を使用することが見込まれる場合を含みます。

「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「中小事業主等」は重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入してください。

2 特別加入手続き

(1) 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者として加入する場合の手続き

特別加入団体として承認されている団体（JA、県中央会等）に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くのJA・県中央会が特別加入団体になっていない場合もありますので、まずは労働基準監督署にご確認ください。

加入手続きは、加入者の氏名、作業の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入した届出書を特別加入団体が所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」）を経由して都道府県労働局長（以下「労働局長」）に提出する必要があります。給付基礎日額については、5ページの4を参考にしてください。

すでに特別加入している方で氏名や作業内容などに変更が生じた場合には、**変更届**を、特別加入団体から、監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

(2) 中小事業主等として加入する場合の手続き

農業者の方が中小事業主等として特別加入するためには、

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
 - ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- の2つの要件を満たすことが必要です。

提出するもの： 特別加入申請書（中小事業主等）

提出先 : 監督署長を経由して労働局長

<加入の範囲>

原則：事業主本人のほか家族従事者など、労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。

例外：病気療養中、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は包括加入の対象から除くことができます。

申請手続を行う際は、加入者の氏名、業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを「特別加入申請書」に記入し、労働保険事務組合を通じて監督署長を経由して労働局長の承認を得ることが必要になります。（給付基礎日額については、5ページの4を参考してください）

すでに特別加入を承認されている方で氏名や業務内容などに変更が生じた場合には、労働保険事務組合から「特別加入に関する変更届」を監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

加入日、変更日は、所轄の労働基準監督署に書類を提出した翌日以降14日以内の、希望する日となります。

3 補償の対象となる範囲

(1) 業務災害

業務災害については、以下の項目に該当する場合に保険給付が行われます。

① 特定農作業従事者

農業者が、農作業場で行う耕作などの作業（「土地の耕作や開墾」、「植物の栽培や採取」、「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」）のうち、次の(ア)～(オ)のいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）

- (ア) 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業
- (イ) 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業
- (ウ) 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業
- (エ) 農作業場で農薬を散布する作業
- (オ) 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある作業

（ご注意）養鶏や養蜂などで(ア)～(オ)の作業を伴わない場合は、負傷等（みつばちに刺される等）が生じても保険給付は行われません。

② 指定農業機械作業従事者

ア 農業者が、ほ場または、ほ道の作業場において指定農業機械（2ページ参照）を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 農業者が指定農業機械をほ場などの作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などからほ場などの作業場へ運搬する作業を含む）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

③ 中小事業主等

ア 特別加入申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間も含む）内に特別加入了事業のためにする行為、およびこれに直接附帯する行為を行う場合（ただし、例えば資金繰りを目的とした接待に出席している場合のようにその行為が事業主の立場において行われる業務を除く）

イ 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合

ウ アまたはイに前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合

エ ア、イ、ウの就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合

オ 事業の運営に直接必要な業務のために出張する場合（ただし、例えば事業主として金融機関と融資の折衝を行う場合のようにその行為が事業主の立場で行われる業務を除く）

カ 通勤途上で次に掲げる場合

- (ア) 労働者の通勤用に、事業主の提供する交通機関の利用中
- (イ) 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

キ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2) 通勤災害

① 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者の場合

通勤災害は補償の対象となっていません。ただし、農作業のため農業用トラクター・コンバインなどに乗って車庫から出場へ向かう途中で負傷した場合は業務災害として補償対象になります。

② 中小事業主等の場合

一般労働者と同様に補償されます。

具体的には、就業に関し、合理的な経路および方法で①～③の移動中に災害が起きた場合に補償対象となります。

- ①住居と出場など作業場との間の往復
- ②就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動

なお、合理的な経路を逸脱・中断した後に災害が起きた場合には、通勤災害と認められません。例外として、その逸脱・中断が日用品の購入など日常生活上必要な行為を、やむを得ない事由により最小限度で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は通勤と認められます。

4 給付基礎日額・保険料

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて労働局長が決定します。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前に「**給付基礎日額変更申請書**」を監督署長を経由して**労働局長**あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の**年度更新期間中**にも当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、**災害発生前に申請**することが前提になりますので、給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められません。

表1 給付基礎日額・保険料一覧表

| 給付基礎日額 A | 保険料 算定基礎額 B=A×365日 | 年間保険料 | | |
|-------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|---------------------|
| | | 特定農作業従事者 B×9/1000 | 指定農業機械作業従事者 B×4/1000 | 中小事業主等 B×12/1000 |
| 25,000円 | 9,125,000円 | 82,125円 | 36,500円 | 109,500円 |
| 24,000円 | 8,760,000円 | 78,840円 | 35,040円 | 105,120円 |
| 22,000円 | 8,030,000円 | 72,270円 | 32,120円 | 96,360円 |
| 20,000円 | 7,300,000円 | 65,700円 | 29,200円 | 87,600円 |
| 18,000円 | 6,570,000円 | 59,130円 | 26,280円 | 78,840円 |
| 16,000円 | 5,840,000円 | 52,560円 | 23,360円 | 70,080円 |
| 14,000円 | 5,110,000円 | 45,990円 | 20,440円 | 61,320円 |
| 12,000円 | 4,380,000円 | 39,420円 | 17,520円 | 52,560円 |
| 10,000円 | 3,650,000円 | 32,850円 | 14,600円 | 43,800円 |
| 9,000円 | 3,285,000円 | 29,565円 | 13,140円 | 39,420円 |
| 8,000円 | 2,920,000円 | 26,280円 | 11,680円 | 35,040円 |
| 7,000円 | 2,555,000円 | 22,995円 | 10,220円 | 30,660円 |
| 6,000円 | 2,190,000円 | 19,710円 | 8,760円 | 26,280円 |
| 5,000円 | 1,825,000円 | 16,425円 | 7,300円 | 21,900円 |
| 4,000円 | 1,460,000円 | 13,140円 | 5,840円 | 17,520円 |
| 3,500円 | 1,277,500円 | 11,493円 | 5,108円 | 15,324円 |

(注) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

5 納付の種類

特別加入者に対する保険納付の種類については、表2のとおりです。

なお、被災した場合に労災保険より給付される額については、右欄に具体的な例（給付基礎日額が1万円の場合に給付される額）を記載していますので、それぞれ特別加入時に承認された給付基礎日額に置き換えて算出してください。

表2 納付一覧表

| 保険納付の種類 (注1) | 支 給 事 由 | 給 付 内 容 | 特 別 支 給 金 | 具体的な例(給付基礎日額10,000円の場合) |
|-----------------|--|--|---|---|
| 療養補償給付 療養給付 | 業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合 | 必要な治療が無料で受けられます。 (注2) | 特別支給金はありません。 | (給付基礎日額とは関係なく) 必要な治療が無料で受けられます。 |
| 休業補償給付 休業給付 | 業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注3) | 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。 | 休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。 | (20日間休業の場合) ①休業(補償)給付 1万円×0.6×(20-3)=10万2千円 ②休業(補償)特別支給金 1万円×0.2×(20-3)=3万4千円 |
| 障害補償給付 障害給付 | [障害補償年金・障害年金] 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 [障害補償一時金・障害一時金] 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合 | 障害(補償)年金の場合、第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 障害(補償)一時金の場合、第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。 | 障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。 | (第1級の場合) ①障害(補償)年金 1万円×313=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円 |
| 遺族補償給付 遺族給付 | [遺族補償年金・遺族年金] 業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります) [遺族補償一時金・遺族一時金] (a) 遺族補償年金、遺族年金の受給資格をもつ遺族がない場合 (b) 遺族補償年金、遺族年金を受けている方が失権し、かつ他に遺族補償年金または遺族年金の受給資格をもつ方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合 | 遺族の人数が1人の場合、給付基礎日額の153日分または175日分が支給されます。(注4) 2人の場合201日分、3人の場合223日分、4人以上の場合245日分が支給されます。 遺族(補償)一時金の場合で左欄の(a)の場合には給付基礎日額の1,000日分が支給されます。 (b)の場合は給付基礎日額の1,000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。 | 遺族特別支給金は300万円が一時金として支給されます。 | [遺族(補償)年金で遺族が4人の場合] ①遺族(補償)年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円 [遺族(補償)一時金支給事由(a)で遺族が4人の場合] ①遺族(補償)一時金 1万円×1000日=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円 |
| 葬祭料 葬祭給付 | 業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合 | 31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。 | 特別支給金はありません。 | ①31万5千円+(1万円×30)=61万5千円 ②1万円×60=60万円 よって高い額の①が支払われます。 |
| 傷病補償年金 傷病年金 | 業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日に(a)傷病が治っていないこと (b)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにても該当する場合、または同日後いざれにも該当することとなった場合 | 第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。 | 傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。 | (第1級に該当する場合) ①傷病(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円 |
| 介護補償給付 介護給付 | 業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合 | (常時介護の場合)介護の費用として支出した額(104,290円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が56,600円を下回る場合は一律定額として56,600円が支給されます。 (随時介護の場合)介護の費用として支出した額(52,150円を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が28,300円を下回る場合は一律定額として28,300円が支給されます。 ※平成25年11月1日現在 | | |

(注1)「保険納付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険納付の名称です。

(注2) 原則、給付の範囲は健康保険に準拠しています。

(注3) 休業(補償)給付については、特別加入者の場合、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。全部労働不能とは、入院中または自宅就寝中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます。

(注4) 遺族(補償)年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

〔質問〕

〔農業従事者への労災保険の適用について〕

私は個人で農業を営んでおり、労災保険に特別加入していますが、最近になって労働者を雇うようになりました。労働者が5人未満の事業の場合は、労災保険に加入しなくてもよいのですか。

〔回答〕

農業の場合、労働者に係わる労災保険の強制加入と任意加入の区分は以下のとおりです。

| | 労働者：常時5人以上 | 労働者：常時5人未満 |
|-------|------------|------------|
| 法人の事業 | 強制加入 | 強制加入 |
| 個人の事業 | 強制加入 | 原則として任意加入※ |

※任意加入の事業場でも労働者の過半数が希望する場合や事業主が特別加入する場合は強制加入となります。

したがって、事業主が特別加入している事業の場合は、労働者を1人でも雇った時点で労災保険に加入する必要があります。

〔質問〕

〔加入時健康診断について〕

特別加入申請時に健康診断が必要な場合があると聞きましたが、どのような時に必要となりますか。

〔回答〕

特別加入の前に、特定業務に一定期間従事し、特別加入後もその業務を行う場合は、健康診断が必要となります。

たとえば、振動工具（草刈機等）を使用する業務に通算1年以上従事し、特別加入後も同じように振動工具を使用する業務に従事する場合が該当します。

この健康診断結果により、

- ①症状や障害の程度が一般的に療養に専念しなければならないと認められる場合
→特別加入することはできません。
- ②症状や障害の程度が特定業務からの転換が必要と認められる場合
→特定業務を除く業務に限り特別加入できます。

〔質問〕

〔軽トラック点検・整備中の災害について〕

私は、農業者で特定農作業従事者として特別加入しています。毎日自宅から畠まで、軽トラックで往復しているのですが、先日軽トラックが故障し、点検・整備を行っている最中に誤って負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けることができるでしょうか。なお、私は、軽トラックで収穫した野菜や資材などを運搬しています。

〔回答〕

軽トラックを使って農産物や農業に使う資材などを運ぶ行為は、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たります。また、軽トラックの点検・修理についても農業者によって日常行う程度の作業であれば、土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たりますので、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔質問〕

〔急な斜面での作業中の災害について〕

私はみかん畠で働く農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、勾配が40～45度位になっている段のある畠で、下の段から2メートル以上の場所で作業を行っているときに転落して負傷しました。このような場合にも労災保険による給付を受けることができるでしょうか。

〔回答〕

このみかん畠は勾配が40度以上の急な斜面であり、高さが2メートル以上の箇所で作業していることから、この負傷は業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

(質問)**[集荷施設に農産物を運ぶ作業中の災害について]**

私は農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、集荷した野菜を農協の集荷施設までトラックで運搬している最中に事故を起こし負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けられるでしょうか。

(回答)

農産物を共同集荷施設までトラックなどで運ぶ作業の場合は、集荷作業となり、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たることから、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。ただし、箱詰めされるなどすでに商品化された農産物を出荷施設まで運ぶ作業の場合は、出荷作業となり、植物の栽培等に直接附帯する行為には当たらず、労災保険による給付の対象になりませんのでご注意ください。

(質問)**[ライスセンターでの作業中の事故について]**

私は特定農作業従事者として特別加入していますが、ライスセンターで収穫した米を乾燥させている作業中に負傷してしまいました。この場合でも労災保険による給付は受けられるのでしょうか。

(回答)

米は刈り取ったもみのままでは通常出荷せず、乾燥などの作業が必要です。この場合の乾燥は天日によるものだけではなく、機械による場合でも同様に考えられ、収穫した米をライスセンターで乾燥させる作業は植物の栽培等の作業に含まれることになります。したがって、ライスセンターは農作業場に当たりますので、動力により駆動される機械を使用して作業中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

(質問)**[特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の通勤災害について]**

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の場合、通勤災害について労災保険の適用がないと聞きましたが、自宅の車庫から軽トラックをほ場まで運転中に負傷した場合にも、労災保険の適用がないのですか。

(回答)

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はありませんが、自宅とほ場との間をトラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護されます。

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫からほ場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たるため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫からほ場まで向かう途中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

(質問)**[中小事業主等の出張について]**

私は、中小事業主等として特別加入していますが、出張中に被災した場合にも労災保険が給付されると聞きましたが、本当でしょうか。

(回答)

中小事業主等で出張中に被災した場合、その出張が「事業の運営に直接必要な業務のために出張する場合」であれば労災保険による給付を受けることができます。具体的には、苗の買いつけに行ったり、農作業機械を購入するために販売店へ出かけること、または他の農業施設に見学に行くことなどがこれに該当します。

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。